

別表 2

I ② 濃厚接触者に対応した事業所・施設に対する補助基準単価 (※1)

1 対象事業所・施設 (※2, 3)		2 基準単価 (千円) (※4, 5)	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率
	短期入所	146	事業所	新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業の実施に必要な報酬、給与、職員諸手当等、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、備品購入費、負担金補助及交付金	10分の10
障害者支援施設等	施設入所支援	1,013	施設		
	共同生活援助 (介護サービス包括型)	335	事業所		
	共同生活援助 (日中サービス支援型)	259	事業所		
	共同生活援助 (外部サービス利用型)	150	事業所		
	福祉型障害児入所施設	985	施設		
	医療型障害児入所施設	529	施設		
訪問系サービス事業所	居宅介護	107	事業所		
	重度訪問介護	175	事業所		
	同行援護	60	事業所		
	行動援護	106	事業所		
	就労定着支援	35	事業所		
	自立生活援助	19	事業所		
	居宅訪問型児童発達支援	30	事業所		
	保育所等訪問支援	35	事業所		

(※1) 保健所が濃厚接触者と判断したものに限る。

(※2) 対象事業所・施設については、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含める。

(※3) 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することができる。

(※4) 基準単価は、対象となる経費の支出年度単位でそれぞれ適用する。なお、令和3年度分の経費について、令和3年度交付要綱に基づき補助を受けている場合は、その補助額を差し引いた金額を基準単価とする。

(※5) 特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。